

パブリックコメントにおける市民からの意見と対応・考え方

(※意見中の下線は事務局により加筆)

意見	対応・考え方
<p>8 喫煙及び受動喫煙対策の推進</p> <p>上記について、市は<u>国の健康増進法</u>や<u>静岡県</u>の<u>条例</u>以上のたばこに対する条例を設定しない様にして下さい。私はたばこを吸いますが、その税収により市も財政がまわっているのだから、その税収の何分の1でもよいので使えば良いと思います。また、たばこばかりいじめないで車の排気ガスの規制にも目を配ってほしい。</p>	<p>本条例は、喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響に関する知識の普及啓発や受動喫煙の防止を図ることにより、がんの予防を推進していこうとするものです。</p> <p>ご意見にあるたばこに関する条例制定の是非や税の扱い、また、車の排気ガス規制につきましては、今後の参考となるよう関係課へ申し伝えます。</p>